

2023(令和5)年度 日本学生支援機構奨学金 第二種奨学金(短期留学)の募集について

日本学生支援機構では、奨学事業の一つとして、教育の機会均等と国際的に活躍する人材の育成を目的とし、国内の大学等在学中に、海外の大学等に短期留学を希望する者に対して、奨学金の貸与を行う制度を設けています。

◆対象学生(以下の条件を満たす者)

本学に在籍中のまま、海外の大学・大学院等に3ヶ月以上1年以内の期間で、以下のいずれかの条件で留学をする者。

- 学生交流協定に基づく留学(交換留学等)、もしくは留学により取得した単位が本学の単位として認定される留学であること。
- 大学院に在籍中のまま、研究のための留学(研究留学)で、本学学長が有意義と認めた留学であること。

※BIE Program・留年中の留学は対象外です

※ダブルディグリープログラムで学位取得に1年以上の期間を要する場合は、2年以内で貸与可能

◆学内申込締切・採用候補者決定時期

留学開始月	学内申込締切<厳守>	採用候補者決定時期
2023(令和5)年4月~7月	2023(令和5)年1月6日(金)	2023(令和5)年2月下旬
2023(令和5)年8月~11月	2023(令和5)年5月2日(火)	2023(令和5)年6月下旬
2023(令和5)年12月~ 2024(令和6)年3月	2023(令和5)年9月8日(金)	2023(令和5)年10月下旬

◆申込書類配布・提出先：学生部 奨学金窓口(深草・瀬田)

◆その他

- 海外留学支援制度(協定派遣)またはその他国費等を財源とする奨学金を受けている場合でも、併せて本奨学金を受けることができます。
- 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者は、第一種奨学生及び第二種奨学生ともに、(1)(2)どちらかの手続きを取る必要があります。詳細は学生部奨学金窓口で確認してください。

	奨学金貸与形態	手続き方法
(1)	現在貸与中の奨学金を留学中も引き続き受け取りたい場合	「 <u>留学奨学金継続願</u> 」の提出
(2)	現在貸与中の奨学金を留学中は受け取らない(振込を止めたい)場合	「異動願(届)」の提出 (帰国後、奨学金の復活手続きが必要)